

令和7年度 第1回静岡市健康福祉審議会 議事録

- 1 日 時 令和7年5月22日(木) 午後7時15分～午後8時15分
- 2 開催場所 静岡市役所・静岡庁舎 本館3階 第一委員会室
- 3 出席者 東野 定律 委員長、青木 皓平 委員、天野 育子 委員、石岡久美子 委員、梶山 香緒利 委員、狩野 直子 委員、久保田 明 委員、鈴木 研一郎 委員、鈴木 榮 委員、田宮 縁 委員、富安 眞理 委員、中村 満 委員、西田 泰子 委員、畑田 響 委員、服部 邦子 委員、松浦 まり子 委員、三重野 隆志 委員、溝口 功一 委員、望月 亮 委員、森下 健二 委員、森本 達也 委員、八木 志保美 委員、山本 勝利 委員、吉永 陽子 委員
- 4 事務局 保健福祉長寿局長 山本 哲生、保健福祉長寿局次長 松下 龍一、健康福祉部参与 長田 敬子、参与兼健康づくり推進課長 長谷川 政志、障害福祉企画課長 寺田 和弘、参与兼障害者支援推進課長 清水 一弘、高齢者福祉課長 杉田 文昭、参与兼介護保険課長 平林 則彦、地域リハビリテーション推進センター所長 岡本 恵、局理事兼地域支え合い推進部長 内舘 友理、参与兼地域包括ケア推進課長 酒井 真、安心感がある温かい社会推進課長 田中 寛規、保健衛生医療統括監 千須和 健一、保健衛生医療部長 杉山 智彦、参与兼保健衛生医療課長 降矢 雄貴、参与兼保健所総務課長 原田 康弘、参与兼感染症対策課長 海野 将利、精神保健福祉課長 吉引 裕、葵区副区長兼葵福祉事務所長 本野 雄一郎、駿河区副区長兼駿河福祉事務所長 片井 真則、清水区副区長兼清水福祉事務所長 藤原 融作、こども未来局長 萩原 祥古、こども未来局次長 岡本 裕治、子育て教育政策監 萩原 智美、参与兼こども未来課長 浅沼 都、こども若者応援課長 飯田 浩史、幼児教育・保育支援課長 松世 昌紀、こども園運営課長 宇佐美 哲也、こども家庭福祉課長 久保田 哲史、児童相談所長 安井 悟一、参与兼福祉総務課長 近江 一禎
- 5 議事
 - 1 開会
 - 2 保健福祉長寿局長挨拶
 - 3 委員紹介
 - 4 事務局紹介

5 議事

- (1) 委員長の選任
- (2) 副委員長の指名（委員長指名）
- (3) 専門分科会委員及び審査部会委員の指名並びに分科会長及び審査部会長の指名（委員長指名）
- (4) 報告事項

専門分科会における調査審議について

ア 令和7年度 健康福祉審議会・社会福祉審議会・分科会の開催予定

イ 児童福祉専門分科会児童処遇審査部会（児童相談所）

ウ 民生委員審査専門分科会（福祉総務課）

エ 身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会
（地域リハビリテーション推進センター）

6 閉会

6 議事内容

○司会 定刻となりましたので、ただいまより、「令和7年度 第1回 静岡市健康福祉審議会」を開催いたします。審議会委員の皆さまには、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます福祉総務課の荒井と申します。よろしくお願いたします。

まず、健康福祉審議会とは、静岡市健康福祉基本条例第16条の規定に基づき設置している審議会で、健康福祉の推進に関する事項等を調査する審議会です。また、社会福祉法第7条に規定されている、法令必置の機関である地方社会福祉審議会を兼ねており、社会福祉審議会は、社会福祉に関する事項及び児童福祉に関する事項を調査審議する会となります。

本日お集りの委員の皆様の任期は静岡市健康福祉審議会条例第4条第1項の規定により令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。委嘱状の日付は令和7年4月1日となっておりますのでご承知おきください。

委嘱状につきましては、席に配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、保健福祉長寿局長よりご挨拶を申し上げます。

○局長 皆さま、こんばんは。保健福祉長寿局の山本と申します。本日は、お忙しい中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆さまに置かれましては、日頃より、それぞれのご専門のお立場から、本市福祉行政に、多大なるご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

この健康福祉審議会は、健康福祉の推進に関する事項について調査審議するため、

静岡市の条例に基づき設置している審議会で、国の法律で設置が義務付けられている「社会福祉審議会」を兼ねており、子どもから高齢者に至るまで、市の福祉施策全般についてご審議いただく会となっております。そして、この審議会の中に7つの専門分科会を置きまして、分野ごと専門的にご審議をいただいているものでございます。

本市では、保健・福祉・こども分野において、様々な計画を作り各種取組を進めています。例えば、保健福祉分野では、まず、福祉の「支える側」と「支えられる側」に着眼して福祉施策を考える「市地域福祉基本計画」、自宅ですっと、自分らしく暮らすことができるまちの実現を目標とした「市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」、さらに、健康寿命の延伸を目標とする「健康爛漫計画」、また、子どもの分野では、子どもの育ちを市民一体となって支えることを基本理念とした「市子ども・子育て若者プラン」など、様々な計画を策定しています。

主に、こうした計画の進捗管理や各種取組に対してご審議いただくべく、皆さまには各分科会に所属していただき、専門的な見地からご意見をいただければと考えております。

福祉・子ども分野は大変多くの課題を抱えています。本審議会を通じて、福祉の支援を必要とする方々が、自分らしく暮らすことができるまちを目指し、市長の言う「安心感がある温かい社会づくり」を進めてまいります。

委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中とは存じますが、皆さまのお立場からの専門家として、また、現場目線、もしくは市民目線でのご意見、ご助言をいただき、本市福祉行政への一層のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これから2年間、まずは今年度、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

ではまず、本日机上去ご用意いたしました資料の確認をお願いいたします。1ページに次第、2ページに席次表、3ページから21ページに当審議会の基礎資料や各分科会からの報告を綴じた資料を1部お配りしています。なお、資料に一部誤りがありましたので、この場で訂正させていただきます。資料2ページ、席次表のうち、望月亮委員の所属団体について、正しくは静岡市清水歯科医師会でございます。大変失礼いたしました。そのほか、資料に不足や、落丁などございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

なお、本日ご都合により、静岡県社会福祉士会 安藤 千晶 委員、静岡県立大学短期大学部 江原勝幸 委員、静岡市民生委員児童委員協議会 清野 文雄委員が欠席でございます。欠席の委員には、後日事務局から委嘱状及び資料をお渡しいたします。

続きまして、初めてのお顔合わせになりますので、その場で自己紹介も兼ねて一言お願いできますでしょうか。お名前をお呼びしますので、その場でご起立いただき、

一言、ご挨拶をお願いいたします。職員がマイクをお持ちしますので、終わりましたら、隣の委員へマイクをお渡しください。それでは、五十音順になっている席順に、静岡県弁護士会 青木委員をお願いいたします。

- 青木委員 静岡県弁護士会の青木と申します。2年間よろしく申し上げます。
- 天野委員 市民委員の天野育子と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 石岡委員 校長会より参りました。石岡久美子ですどうぞよろしく申し上げます。
- 梶山委員 梶山香緒利と申します。2年間よろしくをお願いいたします。
- 狩野委員 市民委員の狩野直子と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 久保田委員 市民委員の久保田明です。2年間よろしく申し上げます。
- 鈴木委員 静岡市静岡医師会会長の鈴木でございます。よろしくをお願いいたします。
- 鈴木委員 静岡市シニアクラブ連合会の鈴木です。どうぞよろしく申し上げます。
- 田宮委員 静岡大学の田宮でございます。よろしくをお願いいたします。
- 富安委員 富安でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 中村委員 静岡市自治会連合会の中村でございます。よろしく申し上げます。
- 西田委員 常葉大学短期大学部西田と申しますよろしく申し上げます。
- 畑田委員 こんばんは静岡市議会副議長の畑田と申します。よろしく申し上げます。
- 東野委員 静岡県立大学東野と申しますよろしく申し上げます。
- 松浦委員 松浦と申しますよろしくをお願いいたします。

○三重野委員 静岡市社会福祉協議会の三重野と申します。よろしく申し上げます。

○溝口委員 溝口と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○望月委員 静岡市清水歯科医師会の望月です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○森下委員 静岡市私立保育園長会の森下と申しますよろしくお願ひいたします。

○森本委員 静岡県立大学森本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○八木委員 市民委員の八木志保美と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山本委員 心明会山本ですよろしくお願ひいたします。

○吉永委員 清水薬剤師会の吉永です。よろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、令和7年度の静岡市保健福祉長寿局、こども未来局及び3区の区役所・福祉事務所の関連部署につきましては、4ページに「関係局部課長等一覧」をつけてございます。本日後方に控えています。よろしくお願ひいたします。

本日の日程でございますが、お手元の次第のとおり順次進め、閉会は午後8時30分ごろを予定しております。

なお、本日の出席委員は、委員数29名のうち現在24名で、過半数を超えておりますので、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

議事に入る前に、仮議長を指名させていただきます。本審議会の委員長については、静岡市健康福祉審議会条例第5条の規定により、「社会福祉審議会の委員長を充てる」とされております。また、その社会福祉審議会の委員長は「委員の互選によりおく」とされております。冒頭に説明したとおり、健康福祉審議会が社会福祉審議会を兼ねているため、健康福祉審議会の委員の互選により、委員長を決めていただきます。

なお、今回は初回開催につき、委員長が決まるまでの間、進行役としての仮議長が必要となります。仮議長につきましては、事務局から指名をさせていただきたいと思っております。静岡市校長会 石岡 久美子 委員に仮議長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

石岡委員よろしいでしょうか。それでは、仮議長席へお願ひいたします。ここから

の進行は、石岡委員にお願いしたいと存じます。

○石岡委員 委員の石岡でございます。ご指名ですので、委員長が決まるまでの間、進行役を務めさせていただきます。それでは、議事（１）の「委員長の選任」でございますが、どなたかご意見ありますでしょうか。お手元の資料 ３ページの委員名簿もご参照願います。

○中村委員 推薦させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○石岡委員 はい、お願いします。

○中村委員 本審議会は、審議会条例にありますように、静岡市の健康福祉の総合的な政策や計画を審議する市長の附属機関という位置づけとなっております。委員長につきましては、とりわけ社会福祉の分野に精通し、静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画の策定にもご尽力いただいた東野委員が適任ではないかと思えますが、委員の皆さま、いかがでしょうか。

（異議なしという声）

○石岡委員 東野委員よろしいでしょうか。それでは、委員長を東野委員とさせていただきます。東野委員長は、委員長席に移動願います。これからの進行は、東野委員長にお願いします。委員長よろしくお願いします。

○事務局 石岡委員、ありがとうございました。それでは、東野委員長より、就任のあいさつをお願いします。

○東野委員長 皆様改めましてこんばんは。僭越ながらただいま委員長に選出されました静岡県大東野と申します。委員の皆様方におかれましては、本日、大変お忙しい中、夜分にも関わらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

昨年末の発表によりますと静岡県の健康長寿の寿命は、男性では73.8、女性では76.7歳と、男女ともに全国一位の結果と、ありました。これは静岡の豊かな食文化や温暖気候そして健康意識の高さが影響しているものと考えますが、静岡市においても、さらなる飛躍が期待されるところでございます。

一方、我が国においては、人口減少と少子化、少子高齢化が進んでおり、2060年には総人口が9000万人を割り込むと推計されております。社会保障制度の維持が大きな課題になっておりまして、健康福祉の分野においては、昨今の社会情勢から単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化により孤立する高齢者、障害者、外国人母子父子家庭、引きこもりの方の数が増え、こうした方々への支援を促進する仕組みというの

が必要になっております。地域共生社会を目指す一方で、福祉・医療・介護などの制度が分野ごとに分かれている縦割り制度の中で、80509060 問題やヤングケアラーなど、包括的な支援が難しい状況、地域資源、人材不足のために住民が必要な支援を受けにくい状況がございます。こうした状況において、静岡市においても様々な政策課題に対して今後どのように対応していくのか、市民目線で考えていくことが急務であると言えます。

本日の審議会では、各専門分科会の選任も兼ねておりますが、委員の皆様方におかれましては、本審議会もとより、各専門分科会におきましても、各専門分野の立場からぜひ忌憚ないご意見を、発言いただければと思っております。議題につきましては円滑な進行を心掛けながら進めてまいりますので、何卒ご協力をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが私の挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は、審議会条例第5条第5項の規定により東野委員長にお願いいたします。東野委員長、よろしくお願いいたします。

○東野委員長 それでは、早速進めて参りたいと思います。

議事（2）に移ります。審議会条例第5条第3項の規定により、副委員長2名を委員長が指名することとなっております。副委員長につきましては、本審議会の委員を歴任されている静岡市社会福祉協議会 三重野 隆志 委員と、自治会・町内会を代表して参加いただいている静岡市自治会連合会の 中村 満 委員にお願いしたいと思います。委員の皆さま、よろしいでしょうか。

（異議なしという声）

三重野委員、中村委員よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして議事（3）ですが、審議会条例第7条により委員の皆さまの所属する専門分科会及び審査部会の決定と、条例施行規則により専門分科会長及び審査部会長の指名を行ないます。これについて事務局の方で案があれば示していただけますか。

○事務局（海野補佐） それでは、事務局のほうから説明させていただきます。福祉総務課の海野と申します。よろしくお願いいたします。

10 ページ「静岡市健康福祉審議会概要」をご覧ください。本審議会は、健康福祉の推進に関する重要な事項等を調査審議する機関としての左側の「健康福祉審議会」と、右側の「社会福祉法」で定められている行政処分を行う際の審議機関として機能

させる「社会福祉審議会」の二つの審議会を兼ねた組織となっています。

左側の「健康福祉審議会」には4つの専門分科会として、高齢者保健福祉専門分科会・介護保険専門分科会・地域福祉専門分科会・健康づくり専門分科会がおかれ、健康福祉分野の計画策定等を行っています。

右側の「社会福祉審議会」は、3つの専門分科会として、児童福祉専門分科会・民生委員審査専門分科会・身体障害者福祉専門分科会がおかれ、各法に基づく法定事項の審議等を行います。

「児童福祉専門分科会」の下には、処遇困難な事例への対応や里親の認定等を行う「児童処遇審査部会」が、「身体障害者福祉専門分科会」の下には身体障害者の障害程度に関する審議等を行う「障害程度審査部会」がおかれています。

所属する分科会・審査部会につきましては、所属団体や専門分野、市民委員の皆様については御本人の御希望等も勘案して、案を作成いたしました。専門分科会長及び審査部会長の案については、11ページ「静岡市健康福祉審議会 所属分科会・審査部会及び分科会長・審査部会長について」にて黄色で色付けしたとおりとなります。

左側の「健康福祉審議会」につきましては、高齢者保健福祉専門分科会長を引き続き東野委員に、介護保険専門分科会長を引き続き富安委員に、地域福祉専門分科会長を引き続き江原委員に、健康づくり専門分科会長を引き続き森本委員にお願いしたいと存じます。

右側の「社会福祉審議会」につきましては、民生委員審査専門分科会長を引き続き三重野委員に、児童福祉専門分科会長を引き続き田宮委員に、児童福祉専門分科会児童処遇審査部会長を引き続き西田委員に、そして、身体障害者福祉専門分科会長と、障害程度審査部会長を前任の島本委員に代わりまして溝口委員に、お願いしたいと存じます。事務局説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○東野委員長 ありがとうございます。皆さま、いかかでしょうか。特別異論が無ければ、事務局案により各専門分科会及び審査部会に所属する委員の指名並びに各専門分科会長及び審査部会長の決定をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしという声)

それでは、各委員の皆さま、よろしく申し上げます。

それでは、引き続き進めて参ります。議事(4)に移ります。今回は、報告事項が3件です。

まずは、「専門分科会における調査審議について」です。それでは、12ページ「令和7年度 健康福祉審議会・社会福祉審議会・分科会の開催予定」をご覧ください。

7つある専門分科会のうち5つの専門分科会については、令和6年度第1回全体会において既に報告済ですので、今回は、民生委員審査専門分科会の令和6年度の活動

及び令和7年度取組内容を報告していただきます。それと併せて、児童処遇審査部会・障害程度審査部会の2つの審査部会から、令和6年度第1回全体会の時点では未確定だった審議内容について、結果を報告していただきます。

ただ、今回新たに委員となった皆様もいますので、前回報告済の5つの専門分科会について事務局から簡単に説明した後に、3つの専門分科会の報告に入りたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

○事務局（海野補佐） それでは、12ページ「令和7年度 健康福祉審議会・社会福祉審議会・分科会の開催予定」のうち、青色に色付けした前回報告済の5つの専門分科会について、順に御紹介します。

まず、高齢者保健福祉専門分科会と介護保険専門分科会ですが、今年度は1回、合同での開催を予定し、第11期高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画の策定、第9期介護保険事業計画の進捗管理について審議します。併せて、健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画の評価方法についても審議します。

次に、地域福祉専門分科会ですが、こちらは3回の開催を予定し、第4次静岡市地域福祉計画の進捗管理及び個別避難計画の策定について審議します。併せて、重層的支援体制整備事業の検討等を行います。

次に、健康づくり専門分科会は、2回の開催を予定し、第3次健康爛漫計画掲載事業の評価及び計画について審議します。併せて健康づくりの取組の地域・職域連携推進に向けて審議します。

次に、児童福祉専門分科会ですが、こちらは4回の開催を予定しており、静岡市子ども・子育て・若者プランの進捗管理を行います。併せて、保育所等の設置認可等及び子どもの生活実態調査に係る意見聴取を行います。

13～18ページに前回会議でお示ししました報告資料をつけてございます。所属が決定したそれぞれの専門分科会の昨年度審議内容については、こちらの資料をご参照ください。

前回報告済の5つの専門分科会についての御紹介は以上です。

○東野委員長 ありがとうございます。

次に、12ページでピンク色に色付けした3つの専門分科会について、令和6年度の審議内容と令和7年度取組内容を報告していただきます。各専門分科会等からの報告をまとめて伺った後で、質問をお受けするというかたちにさせていただきたいと思います。

19ページ以降の、分科会における調査審議をまとめた資料に沿って、分科会長又は分科会事務局を担う各課長等から資料の説明をお願いしたいと思います。

それでは、初めに「児童福祉専門分科会児童処遇審査部会について」説明をお願

いします。昨年度は審査部会長 西田委員のもとで審議いただきました。分科会所管課から説明をお願いします

○事務局（安井所長） 児童相談所の安井です。

それでは、静岡市児童処遇審査部会から、ご報告させていただきます。資料の 19 ページをご覧ください。

最初に「児童処遇審査部会の概要」ですが、児童処遇審査部会の委員は、学識経験者、児童福祉施設の施設長、学校長、弁護士、医師の 5 名で構成されており、資料 1（1）に記載の事項を審議しております。

次に、令和 6 年度の審議結果ですが、令和 6 年度は部会を 4 回開催し、その審議結果については令和 6 年度第 1 回健康福祉審議会にて報告いたしましたが、第 4 回の部会については、審議会と同日に開催したため、審議予定内容として報告しておりましたので、改めて、審議結果を報告いたします。なお、審議結果は下表のとおりであり、報告済みの審議予定内容から変更ありません。

付議事項のうち、里親の認定についてですが、養育里親 2 件、養子縁組里親 1 件、そして養育里親と併せて同時に養子縁組里親の認定申請 1 件、の計 4 件について審議を行いました。いずれも、里親として適当と認められたことから、全ての案件について、これを認定しました。この結果、令和 7 年 3 月末における 静岡市の里親登録者数は 114 世帯 215 人となりました。

次に、報告事項ですが、裁判事例 2 件のほか、令和 6 年度一時保護所自己評価の実施結果及び児童虐待重大事案の発生について報告いたしました。裁判事例の内容としましては児童福祉法 28 条の規定に基づく、親の同意のない施設入所措置に係る家庭裁判所承認 1 件、同じく児童相談福祉法第 33 条の規定に基づく、親の同意のない 2 か月を超える一時保護に係る家庭裁判所承認 1 件です。

最後に、令和 7 年度の取組についてですが、本年も、例年同様 4 回の部会開催を予定しており、第 1 回は 7 月 17 日（木）に実施予定です。第 2 回は 9 月、第 3 回は 12 月、第 4 回は 2 月に予定しています。

児童処遇審査部会からの報告は以上でございます。

○東野委員長 次に、「民生員審査専門分科会について」説明をお願いします。

昨年度は分科会長 三重野委員のもとで審議いただきました。分科会所管課から説明をお願いします。

○事務局（近江課長） 福祉総務課の近江と申します。民生委員審査専門分科会の報告をさせていただきます。資料は 20 ページをお願いいたします。

民生委員審査専門分科会につきましては、民生委員法及び社会福祉法に基づき設置される機関でございます。民生委員の推薦に係る適否の審査や職権による解職を行う

場合の審査を行っております。

本市では、民生委員・児童委員の3年に1度の一斉改選時以外におきましては、静岡市民生委員推薦会から、全会一致で適任と認められた候補者については、民生委員審査専門分科会での審議を省略するという運用を行っております。令和6年度につきましては、自治会等から推薦された候補者の29名すべてが静岡市民生委員推薦会において全会一致で適任と認められましたので、本分科会は開催されませんでした。

また、解職についても、民生委員・児童委員からの辞職願い出以外は解職に関する理由がなかったため、こちらについても本分科会は開催されておられません。

次に、令和7年度の取組についてです。令和7年11月30日をもちまして、全ての民生委員・児童委員の任期が終了いたします。同年12月1日には一斉改選が行われ、この改選に係る民生委員・児童委員候補者の審査のため、本分科会を8月から10月の間に1回または2回開催の予定でございます。以上となります。

○東野委員長 ありがとうございます。次に、「身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会について」説明をお願いします。昨年度は分科会長兼審査部会長であった島本委員のもと審議いただきました。分科会所管課から説明をお願いします。

○事務局（岡本所長） はい、地域リハビリテーション推進センター岡本です。それでは、身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会について、説明いたします。お手元の資料21ページをご覧ください。

先ず、1 令和6年度の身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会について報告いたします。

(1) 審査及び件数ですが、令和7年3月末時点で身体障害者手帳障害程度の審査が2,649件、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師指定の審査が33件、指定自立支援医療機関の指定審査が40件、審査をいただきました。

次に障害程度審査部会会議についてです。第1回を令和6年7月29日、第2回を同年12月16日に、計2回開催しました。それぞれの会議では、身体障害者手帳審査状況、指定医師及び指定自立支援医療機関の登録状況について報告を行うとともに、第1回では、歯科医師の指定や指定医師全体の周知方法等について審議を行い、第2回では、次期部会長の選任等を行いました。

つづきまして、2 令和7年度の取組についてですが、(1) 各審査の諮問を毎週実施、(2) 障害程度審査部会会議を6月と12月の年2回の開催を予定しております。説明は以上です。

○東野委員長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの報告事項につきまして、委員の皆様方からご質問等ありましたらお願いします。質問等ございましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。ご質問、ご意見ございましたら。

○望月委員 よろしいでしょうか。

○東野委員長 どうぞ。

○望月委員 清水歯科医師会の望月です。

ここで聞いてよい話かどうかわかりませんが、児童処遇審査部会の中の児童虐待重大事案の発生について、というところを、もし差し支えなければ、もう少し詳しくお聞きしたいです。このような事案というのは毎回発生するものか、それともまれに発生したからここで取り上げたのかということも含めて教えてください。

○事務局（安井所長） 児童相談所の安井です。

重大事案というのは先ほどお話をしましたところですが、基本的には、なかなか同意が得られないものについて、裁判所に申し立てをして、施設入所をすすめるようなケースになっておまして、最終的には一時保護が長引いていたりとか、親御さんが認めないものについて、やはり法人を介すことができないので、そういったものを審査するという形になっております。個別の回答になってしまうので、内容については控えさせていただきたいと思っております。

○東野委員長 よろしいでしょうか。

○望月委員 質問の後半ですが、重大事案というのはいつも起こるものなのか、それともまれに起こったからここで挙げたのかっていうことを教えてください。

○事務局（安井所長） 年間を通して対応するものとしては、何件が発生するようになるようになります。よろしいでしょうか。

○東野委員長 はい、ありがとうございます。ほかにいかかでしょうか。わからない点等あればご質問いただいても結構です。

○天野委員 よろしいでしょうか。

○東野委員長 どうぞ。

○天野委員 ありがとうございます。市民委員の天野です。

自治会の方でも民生委員探し真最中のところではありますが、専門分科会年2回開

催という記載について、年2回か1回とさっきおっしゃったような気がするんですけども、それは人数によって一度でできるか2回になるかということでしょうか。なかなか期限までに選びきれないところもあったりするので、そういうのも含めて2回になってしまうのかということがちょっと気になったので、教えていただければと思います。

○事務局（近江課長） 福祉総務課の近江です。

今おっしゃられたとおり、現在各自治会町内会の皆様にご協力いただき候補者の推薦をお願いしているところがございます。一応、期限を6月末とさせていただいておりますが、前回の令和4年度の改選時もやはり期限に間に合わず、後から追加推薦をいただいた事例もございまして、その件数によりましては対面での審査も考えるということで、1回ないし、2回としております。一定数6月末までにまとまってご推薦いただいて、追加の推薦がわずかという場合でしたら、書面による審査も考えますので、その場合は1回になります。以上でございます。

○天野委員 ありがとうございます。

○東野委員長 ほかにありますか。いかがでしょうか。まだお時間はあるので、全体を通して報告事項以外でも、ご質問ご意見等あればせつかくですので、全体会で共有しておくべきことがあれば今お受けしたいと思います。何かございますでしょうか。

○中村委員 いいですか。

○東野委員長 どうぞ。

○中村委員 ここで言っているのかわかりませんが、民生委員について、各自治会なかなか大変苦勞しております。本人にいろいろ聞いてみると、日中の講習というか、研修が多すぎるということで、仕事をしたりしているとなかなか引き受けることができないという感じがありますので、その辺も研修の回数というか、それはもうなにかで決まっておりますか。

○事務局（近江課長） 福祉総務課の近江です。

階層ごとの新任の方ですとか、中堅の方ですとか、あとは全体に対する研修とか、法令等で決まっているものもございますけれども、それ以外に自主的な研修もやっていただいております。やはりどうしても日中は仕事でなかなか参加しづらいという、仕事を現在もされている民生委員さん、あるいは声をかけられた町内の方からの声も多数いただいておりますので、研修のやり方をいろいろ選択できるように、オンライ

ンですとか、集合によらない研修も導入し始めているところです。ただ、どうしても講師の方が、やはり日中でという場合もございますので、なかなかフレキシブルな対応というのがしづらいところがあります。

○中村委員 オンラインと言いましたけど、結構民生委員の年齢的にも高齢の方もいるものですから、オンラインで受けるか受けないか、なかなかその辺が難しい点があるのではないかと思いますので、そういうところで良い案がありましたら、そういうものをまた皆さんに、民生委員になった方々にいろいろと相談しながらやっていただければ、ある程度は少なくともやっていいよっていう手が上がるかもしれないものですから、なかなか民生委員を指名するのに大変ご苦労しておりますので、その辺もまたすみませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局（近江課長） ご意見ありがとうございます。研修につきましてはまた今後でも対面とオンライン選択できるような形で実施するとか、また研究を続けていきたいと思ひます。ありがとうございます。

○東野委員長 はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。ご不明な点、共有しておきたい内容等ございましたらお聞きしたと思ひますけれども、よろしいでしょうか。事務局から何か補足説明等ございませぬか、よろしいですか。

それでは、今年度は、12ページのとおり、本審議会は2回の開催を予定しておりますが、その他に随時各専門分科会を開催し、それぞれ調査審議していただきます。

各専門分科会で審議を経た内容を全体会で報告いただき、委員の皆様にご意見をいただく予定ですので、開催予定についてご承知おきいただければと思ひます。

以上で、本日の議事は全て終了しました。皆さまのご協力をいただき、無事審議を終えることができました。ありがとうございます。それでは司会の方に進行をお返しします。

○司会 東野委員長、ありがとうございます。以上を持ちまして本日の審議会は終了させていただきます。ありがとうございます。